

初瀬ダム操作規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年二月二十四日

奈良県知事 荒井正吾

奈良県規則第三十四号

初瀬ダム操作規則の一部を改正する規則

初瀬ダム操作規則（平成三年三月奈良県規則第六十一号）の一部を次のように改正する。

目次中「第十九条」を「第二十条」に、「第二十条―第二十二條」を「第二十一条―第二十三条」に、「第二十三条」を「第二十四条」に改める。

第十五条第一項第一号中「第二十条第一項」を「第二十一条第一項」に改める。

第二十三条を第二十四条とする。

第二十二條中「第二十条第一項」を「第二十一条第一項」に改め、第六章中同條を第二十三條とし、第二十一条を第二十二條とし、第二十条を第二十一条とし、第五章中第十九條を第二十条とし、第十八條を第十九條とし、第十七條の次に次の一條を加える。

（水道用水の供給のための放流）

第十八条 所長は、水道用水の供給のため必要があると認める場合には、毎秒〇・〇二九立方メートルの水量をダムから放流しなければならない。

附則

この規則は、公布の日から施行する。